

諸般の報告をいたさせます。

(小林田議会議務局長報告)

一、昭和五十七年第一回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)

二、議案の送付について(別添参照)

三、市議会議事説明員の委任について(別添参照)

四、議案説明員の出席要求について(別添参照)

五、昭和五十六年十一月分例日出納検査の結果について(別添参照)

○議長(末次性男君) 以上で報告は終わりました。

○議長(末次性男君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において、検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 小林菊三君登壇)

○議会運営委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、去る一

月十四日に開催いたしました議会運営委員会の結果について報告をいたします。

まず日程でございますが、議案は条例の一部改正が二件、補正予算が五件の計七件であります。いずれも市長から提出されたものであり、慣例に従いまして、編成いたしました。

議案の取り扱いについては、一般職員の給与改正に伴う議案が主であり、いずれも慎重審議をお願いする議案でございますので、お手元に御配布した付託表のとおり、すべておのの三常任委員会に付託することになりました。

会期につきましては、委員会審査等の日程を考慮し、本日より二十六日までの七日間にすることに決定いたしました。

次に全員協議会ですが、理事者からの申し出もあり、議会側としても協議事項がありますので、一月二十六日の本会議終了後に開催することになりました。

以上でございますが、新年最初の臨時会が円滑に運営されますよ

う、議員各位の協力をお願い申し上げまして、報告いたします。
○議長（末次性男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、一月二十日から一月二十六日までの七日間と決定したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって会期は七日間と決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第三議案第一号福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指石をいただきましたので、議案第一号

福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてその提案理由及び内容について御説明申し上げます。

御案内のとおり、公務員の給与につきましては、先に人事院及び東京都の人事委員会が、国家公務員及び都の職員の給与に対して、それぞれ改定をすべきであるという勧告を行っておりまして、当市においても、これらの勧告に準じまして、給与の改定をいたすべく、改正条例を提出申し上げた次第でございます。

なお今回の条例改正を機会に、通勤手当についても現行規定を整備いたしまして、支給の明確化をいたしたいと存じますが、その改正も同時にお願しております。

それでは、改正条例の内容について御説明申し上げます。

なお、第二條から、第二十一條の間におきまして、随所に用語の整備を行うため、福生市の公用文に関する規程に従いまして改正を行っておりますが、条文記載のとおりでございますので、まことに勝手でございますが、これらに対する説明は省略させていただきます。

改正の主たる部分について御説明申し上げます。

まず第一条の改正は、条例第二十条におきまして、地方公務員法の引用をしております。そしてこれを条文整備のために、ここに記載のとおり、「以下「法」というふうに用語を新たに挿入した次第でございます。

次に第九条の改正は、扶養手当の支給額の改定でございます。配偶者、または配偶者のない場合の第一子について、現行月額一万一千円を一万四千円アップいたしました。一万二千円としようとするものでございます。

次に第十條の二、これは調整手当の支給率に関する規定でございます。現行条例では給与、管理職手当、扶養手当の月額の合計額の百分の八を支給するという規定になっております。これを百分の九に改めようとするものでございます。

次の第十一條は、通勤手当に関する規定でございますが、今回全文を改めまして、先ほど申し上げましたとおり、通勤手当の

支給について、その通勤の態様に応じて明確に区分いたしまして、その適正を期するため、国の規程等を参考にいたしまして、条文を整備したものでございます。

第十一條第一項におきましては、通勤の態様の区分、第二項におきまして、その月額を定めようとするものでございます。

まず第一項第一号は、いわゆる交通機関の利用を常例とする職員、第二号は、自転車等の、いわゆる交通用具の利用を常例とする職員、第三号は、交通機関と交通用具の併用を常例とする職員と、その三つに分けたわけであり、以上三号は、いずれも通勤距離が片道二キロメートル未満の職員は除いてあります。除かれた職員については、第四号に規定しております。

それから、第十一條第二項でございますが、これは前項で規定いたしましたそれぞれの区分に応じた支給月額の規定でございます。まして、第一号は現行条例と同じでございます。前項第一号に該当する、交通機関を利用して通勤する職員に対しては、一か月

の運賃に従いまして、その交通機関が定期券を発行する場合は、その一か月の定期代に相当する額ということになります。

第二号は、やはり前項第二号に該当する交通用具を利用して通勤する職員に対する支給額の規定でございまして、その通勤距離により、片道二キロメートル以上五キロメートル未満は二千円、以下通勤距離に応じて、三千円、四千円、五千五百円、七千円の五段階に区分して、支給額を定めようとするものでござい

す。

第三号は、前項の第三号に該当する職員でありまして、交通機関と交通用具を併用して、通勤する職員に対する支給額の規定でございまして、その交通用具を使用する距離が二キロメートル以上の場合、運賃の相当額と、その交通用具を使用する距離に応じて、第二号に規定する額の合計額を支給しようとする規定でござい

す。

第四号は、前項第四号に該当する職員、すなわち通勤距

離が二キロメートル未満の職員に対しましては、一律月額一千円を支給しようとする規定でござい

ます。

第三項につきましては、この支給手続等に関する規定で、内容につきましては、現行条例どおりでござい

ます。

次のページの中ほどに記載してありますが、第二十条の改正規定でござい

ますが、これは第一条で御説明申し上げましたとおり、二十条の各項において、地方公務員法という用語を引用してあります。それぞれ地方公務員法という用語を使ってありますので、第一条でお話申し上げましたとおり、これを「法」と改めようという用語の整備であります。

次に今回の改正条例の主題となっております別表、いわゆる給料表の改正ですが、別表に記載のとおり改正しようとするものでございます。ちなみにこの表に記載してあります数字ですが、この改正の率を申し上げますと、現在職員の給料をもらっている実態で申し上げますと、実質的な改定率は一等級が四・四二%

二等級が四・五〇％、三等級が四・三〇％、四等級が四・三九％、五等級が「五・五九％」、平均で四・四三％のアップ率となっております。

さらに、これに調整手当、扶養手当の改定を含めた実質的改定率は約五・一七％になりました。若干ではございますが、国の人事院が勧告しました五・二三％、あるいは東京都の人事委員会が勧告しました五・一九％に比較しまして、若干ですが下回っております。

次に最後の附則の関係でございますが、第一項は、条例の施行期日等の規定でございます。ただし書きに記載しておりますが、十一條の通勤手当につきましては、記載があり五十七年四月一日から施行しようとするものでございます。第二項はにだいま申し上げました通勤手当以外は五十六年四月にさかのぼって適用しようとするものでございます。第三項は、新しい改正条例施行前に支払われた給与は、新条例による給与の内払いとみなすという規定でございます。

以上、まことに雅駁でございますが、議案第一号福生市の一

般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由と内容を御説明申し上げます。

慎重に御審議を賜りまして、原案どおり御決定いただき、ますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十二番（貫井喜代次君） 二つほどお尋ねいたします。

一つは質問というより要望的なことですが、今回の改正で第一十一條の通勤手当が完備されて、この御努力に対して感謝するものでございます。

これは御承知のとおり、地方自治法の第二百四條、あるいは第二百四條の二のものが、いままでなかったということ、規則を入れておいたものをここに入れたということ、整備できたということ、でございますが、これに関連して、福生市の準職員の設置に関する要綱というものがあります。これらの内容を見ますと、ほとんど職員

と同じような待遇、給与等になっていきます。これらも地方自治法第二百四条、あるいは第二百四条の二の規定から申しますと、当然改定なり廃止なりしなければならぬものだと私は思います。私は今回第十一條を改正したので、これも改正なり廃止なりするのではないかと思っていました。が、これらをどのようにする考えているのですか。準職員の関係が法に照して要綱で定めるべきものではないと思ひますので、どのように考えているのか聞かせてください。

それから、もう一つは給料表のことで、こういうことが調べてみるかどうか、あるかどうかというより、調べてあるべきだと思ひますが、給料表の等級から五等級までの各等級別の平均年齢と平均給与、職員数がどうなっているのか聞きたいと思ひます。別に私は町田市あたりで問題になっております「わたり」を調べようということではありません。

と申しますのは、今回のこれから出てくる補正予算を見ますと、

一般会計での一人当たりの給与費が、四百四十四万九千円というふうになっていきます。あと国保、区画整理、下水道、受託水道を見ますと、職員数が一般会計での三百六十七人に対して国保八人、区画整理四人、下水道七人、受託水道三十二人ということで、その平均は職員数や職務の内容によって違ってきますが、一般会計での給与に対して、たとえば国保は一人当たりの給与費が三百八十二万九千円で、一般会計より六十二万円少ないし、また区画整理は四百七十九万六千円で、二十五万一千円多いというふうになります。これはやむを得ないと思ひますが、そういうふうなことから、もしわからなかったら、総務委員会に付託されるであらうから、それまでに調べて、総務委員長の報告の際にでも報告してもらえはいいのですが、きょうわがていたら、一等級から五等級までの平均年齢、平均給与と職員数をお答え願ひたいと思ひます。

○総務部長（浅見裕康君） お答えいたします。

まず第一点の準職員の要綱でございますが、これにつきまして

は、先般御案内のとおり、島田さんが退職されました。したがいまして、該当職員はおりません。いま御指摘いただきましたように、こういったものについては条例での規定というよりも法で決まっております。当時いろいろな方法で採用した職員に対しての対応措置を考えていくと、その結果においてできました要綱でございまして、島田さんが退職されましたので、該当する職員がいらないということに期に、それにつきましては、ただいま申し上げましたように十一月十五日付けで本要綱を廃止しております。まだ例規の整備が終わっておりませんので、整備が終わり次第、これが削除されることに相なります。

もう一点の給与の関係の等級別については、課長の方から、現在わかっている範囲で御答弁申し上げます。

○庶務職員課長（古谷正夫君） 給与の等級別の御答弁をさせていただきます。

なお、平均年齢につきましては、いま出ておりませんので、総務

委員会で説明させていただきます。

まず、部長職でございしますが、平均いたしますと、給料が三十一万三千九百七十五円でございします。そのほかに職員手当、これは期末手当、管理職手当を含んだものでございしますが、これが十萬八千五百五十七円、合計で四十二万二千五百三十二円になります。対象人員は八人でございします。

それから課長職の給与でございしますが、平均して給料が二十七万九千四百八十二円、職員手当といたしまして、九万七千二百三十四円、合計いたしますと三十七万六千七百一十六円でございします。該当数は二十三名でございします。

次に係長職でございしますが、平均して給料は二十四万八千三百四十八円でございします。職員手当は四万八千二百七十円で、合計いたしますと二十九万六千六百十八円、該当人数は六十八人でございします。

係員でございしますが、平均と給料は、十六万一千九十九円で職員手当

は二万六千六百五円、合計いたしますと、十八万七千六百九十六円で、該当人数は二百五十四人でございます。

技能労務職の平均は、給料は十九万二千五百八十四円、職員手当は、三万六千七百円、合計いたしましたして、二十四万四千二百円でございます。なお、対象人員は八十三名でございます。

等級別ということでは、一等級の関係でございすす、該当者が四十人おります。その平均給与は、全部含めたものでございすす、二十八万九千五百七十四円でございすす。

二等級は「六十七名」でございすす、二十四万二千八百五十二円でございすす。

三等級は「二百二十六人」で、十六万二千三百七十三円でございすす。

四等級は、四十五人で十八万五千七百八十六円でございすす。

五等級は、五十八人で十九万九千四百十四円でございすす。

平均年齢につきましては、学歴別の年齢等は出してあり

ますが、等級別の年齢は出しておりませんので、総務委員会でお答えしたいと思います。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑は終わります。

○八番（山崎敏三郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第一号については、総務委員会に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま山崎敏三郎君から、本案は総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第一号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第四議案第二号 福生市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 井上久男君登壇）

○市民部長（井上久男君） 御指名をいただきまして、議案第二号福生市消防団条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と、その内容について御説明申し上げます。

本案は消防団員が公務のため市外へ出張する際の費用弁償につきまして、その額を改正すると同時に、宿泊を伴う場合の

日当を新たに設けようとするものでございます。
これは先の十月の定例会で御議決を賜りました費用弁償等の条例と同様に改正をいたそうとするものです。

それでは内容について御説明申し上げます。

第二条第一号中に「本市」とあるのを、「福生市に、第三条中の

「定数」とあるのを「定員」に、第五条第二号中の「違背」とあるものを「違反」に、それぞれ条文を改め、また第一条第一号中のほか関係する条文の用語を改正備いたそうとするものであります。

さらに別表の見出しの下に条例本文との関係条例を加えて、わかりやすくしたものでございます。

次に別表の内容でございますが、船賃の実費を一等実費に改め、宿泊を伴う場合の日当を新たに設け、団長、副団長は一日一千六百円、その他の団員は一千三百円にしようとするものでございます。

宿泊料は現行は団長、副団長は八千五百円、そのほかの団員は八千円と差をつけてありますが、それを市一般職の職員と同様な統一の額として、一万一千五百円としようとするものでございます。

なお附則で改正条例の施行日は、昭和五十七年四月一日から、

として、経過措置を二項、三項でうたった次第でございます。
以上はなほに簡単な説明でございますが、慎重御審議を
賜りまして、原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げ
まして、説明を終わります。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○八番（山崎繁三郎君） この際動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第二号については、厚生
委員会に付託されることを相まします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は厚生委員会に付託され
たい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第二号
は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第五議案第三号昭和五十六年度福生
市一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名でございますので、議案
の説明申し上げます。

議案第三号昭和五十六年度福生市一般会計補正予算
（第五号）について、提案理由とその内容について御説明申し上
げます。

予算書の内容に入る前に今回の補正予算の大綱について